平成２９年（フ）第１１号
大阪市東淀川区菅原４丁目４番43―４Ｂ号
債務者　中田　裕之
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８号
沖縄県うるま市字田場1821番地　サンフラワー303号
債務者　浦崎　貴之
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９４号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目７番11―206号　沖縄ハイランズアイリ
債務者　新屋　　翔
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９５号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目11番26号　コンフォルトハイツ202
債務者　比嘉ジョアン
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１０号
栃木県下都賀郡野木町大字佐川野1852番地１
債務者　速水　健太（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１７号
栃木県小山市城北３丁目３番地13　アンビションＢ―１号室
債務者　金澤　由歌
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１６５号
東京都清瀬市中里２丁目1506番地５美里ハウス102号
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２０２号
東京都町田市木曽東４丁目12番イ14―202号
債務者　梅津　　功
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２１３号
東京都八王子市下恩方町1748番地１グローブ武田ビル203号
債務者　林　　清子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３２号
岡山県玉野市宇野４丁目18番３号、住民票上の住所岡山県玉野市向日比２丁目12番４号
債務者　山下　光明
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０８号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目11番地の５
債務者　松下祥太郎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６８０号
横浜市青葉区美しが丘４丁目43番地３　ペアシティ壱番館205号
債務者　鳥井奈津美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７７１号
横浜市青葉区市ケ尾町518番地28
債務者　橋本真理子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７８４号
横浜市港北区篠原町2858番地28　アルト新横浜Ｂ105
債務者　加藤　弘恵
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第４４号
千葉県茂原市東郷2303番地６
破産者　大西　敏明
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５０７号
神奈川県厚木市林４丁目16番22号
破産者　株式会社平井組
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部